

訪日高付加価値旅行者向けヘリコプター活用コンテンツ開発業務 公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

訪日高付加価値旅行者向けヘリコプター活用コンテンツ開発業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 趣旨・目的

兵庫県におけるインバウンド市場の復活に向けては、2019年度市場における都道府県順位が消費額10位、訪日外国人数11位と上位にありながら、ひとり当たり消費額が41位と低迷していた状況の改善が急務である。そのためには観光庁が推進する高付加価値なインバウンド観光地づくりを意識した着地整備を推進していく必要がある。

兵庫県は、日本海と瀬戸内海という南北2つの海に面し、バラエティに富んだ自然や文化や風土に恵まれ、素晴らしい観光資源に恵まれているが、交通手段等の問題から、活かされていない状況にある。

そこで、移動時間の大幅な短縮とプレミアムな飛行体験が提供できる、ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を活用した訪日高付加価値旅行者向けの体験型コンテンツの開発を行い、訪日観光客の訪問が困難だった観光資源への誘客及び京都府・大阪府をはじめとする周辺地域との周遊ネットワークの構築を図る。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

5 委託料の上限額

委託料の上限額は、9,500千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には、6（2）におけるヘリ運航にかかる経費を除き、業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

6 業務の内容

次の3つの業務を行うこと。

- 需要調査業務
- コンテンツ開発業務
- メディアキット作成

（1）需要調査業務

ターゲットである高付加価値旅行者等に対してヘリを活用した体験型コンテンツの需要調査を行うこと。

① ターゲット

- 北米
- 高付加価値旅行層（着地消費額100～400万円／人）及び同旅行層をタ

ターゲットとするコンシェルジュ会社や企画エージェント

② 実施内容

ア 調査対象・件数

- コンシェルジュ会社や企画エージェント 10社以上
- 高付加価値旅行層の旅行者 5名以上
- ※ 調査対象者については提案による。
- ※ 調査実施にあたっては、事前に委託者と協議の上で決定すること。

イ 調査手法

インタビュー（20分間程度）※オンライン実施でも可。

ウ 調査項目

- 提案による。
- ヘリを活用した体験型コンテンツの販路及びプロモーションの検討に資する内容とすること。
- 調査実施にあたっては、事前に委託者と協議の上で決定すること。

エ 実施時期

令和4年10月～12月

③ 納品

ア 納品物：調査報告書（紙及びデータで提出）

- ※ 高付加価値旅行層向けの販路及びプロモーションの提案を含めること。

イ 納期：令和4年12月20日

（2）コンテンツ開発業務

（1）の調査結果も踏まえて、ヘリを活用した体験型コンテンツを開発すること。

① ターゲット

- 北米
- 高付加価値旅行層（着地消費額100～400万円／人）

② 実施内容

ターゲットを顧客とするコンシェルジュ会社や企画エージェント向け、ヘリを活用した体験型コンテンツ（B to B to C商品）を開発すること。

ア コンテンツの開発

（ア）コンテンツの内容

- 全体を貫くテーマ・ストーリーを設定すること。テーマ、ストーリーは、ターゲットが誰かに自慢したくなるような特別感があり、かつ、サステイナブル、兵庫県が推進する兵庫テロワール旅、フィールドパビリオンを意識したものとすること。
- 兵庫県内に2日間滞在すること。※宿泊は兵庫県以外も可とする。
- 兵庫県外（近畿・中国四国地方等）を行程に含めても構わない。ただし、兵庫県外の行程も全体を貫くテーマ・ストーリーに沿ったものとすること。
- ヘリは神戸空港離発着とすること。
- ヘリは委託者が指定する事業者を使用すること。

- ヘリを最大限活用すること。陸上移動においてもストレスを感じないようシームレスな移動とすること。
- ヘリの離発着場所については、最終的に採用した場所だけでなく、検討した場所全てについてヘリポート設置意向の有無について調査を行うこと。
- ヘリの離発着場所、航路を検討するため、ヘリのフライト実験を行うこと（5回程度）。
- 原則ガイドが同行するプランとすること。ただし、全行程にガイドが同行しなくても構わない。
- 2025年日本国際博覧会とのセット販売を想定すること。

(イ) 件数

2件以上

※ 各コンテンツは、ベースのコンテンツに加え、3種類の価格帯のオプションを設定すること。

※ ヘリが航行不能な場合の代替コンテンツを設定すること。

イ 実証実験の実施

開発したコンテンツについて、関係者で内容を検証するための実証実験を実施すること。

- コンテンツ全体を通して実施すること。
- 参加者は、委託者（2名）、受託者、ガイドとすること。
- 実証実験にかかる経費（ヘリの運航にかかる経費を除く）は委託費に全て含めること。

ウ タリフの作成

開発したコンテンツについてタリフを作成すること。

※ タリフ作成にかかる必要な調整、手配を行うこと。

③ 実施時期

令和4年11月～令和5年3月

④ 納品

ア 納品物

- コンテンツの説明
以下の内容を含むこと。
 - ・ 全体コンセプト
 - ・ タリフ
 - ・ ガイドシナリオ（英語及び日本語）
- ヘリの離発着検討場所の意向確認調査結果
- ヘリフライト実験結果
- 実証実験の実施及び検証結果
- 開発にかかる関係者（委託者、ヘリ運行会社、調査先等）との協議結果の記録

イ 納期

令和5年3月31日

(3) メディアキット作成

現地メディア向けに兵庫県の基本情報の教育を目的としたメディアキットを作成すること。

① ターゲット

- 北米
- 高付加価値旅行層（着地消費額 100～400 万円／人）をターゲットとする旅行系メディア

② 実施内容

兵庫県の基本情報の教育を目的としたメディアキットを作成すること。

- 兵庫県の場所、アクセス情報、主要目的地の紹介（セールスポイント）、各県の食事・アクティビティ・伝統工芸・ライフスタイル、季節など、旅行に関する情報を紹介する内容とすること。
- 画像、図表、動画等を使用し、ターゲットに訴求する内容とすること。
- 媒体は電子データとする。

③ 納品

ア 納品物：メディアキット（データ及び紙（一部でも可）で提出）

イ 納期：令和5年3月31日

7 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「実績報告書」を委託者に提出しなければならない。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階）

(3) 提出期限

令和5年3月31日

8 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

受託者は、委託者が提供する画像・テキスト等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に委託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

13 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

14 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

16 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。